

'13.10.改訂



2013年10月1日以降保険始期用

記名式・人数方式用

経営安心部長

グループ傷害保険



労働災害への備えは富士火災におまかせください。



労災事故の現状を ご存知ですか!?

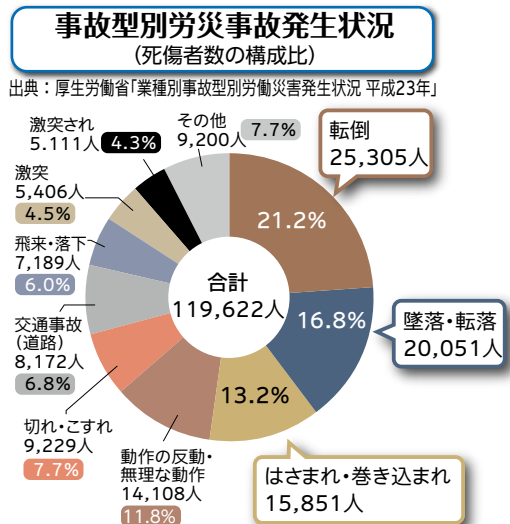
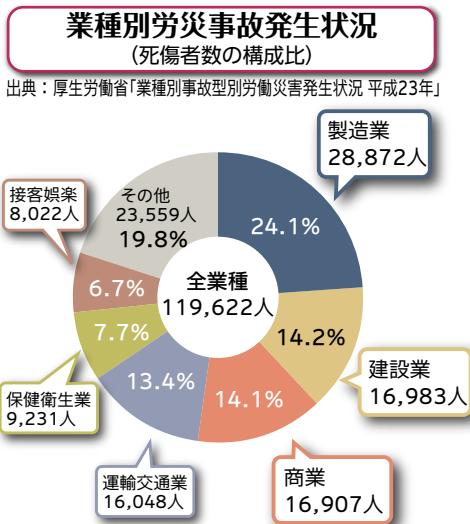
1. 「労災事故の被災者数」

平成23年度に発生した労働災害による被災者数※は右記の通りです。
決して他人事ではすまされない状況といえます。

※ 政府労災新規受給者数

1日あたり **1,685人**

出典：厚生労働省「平成23年度労災保険事業の保険給付等支払状況」



2. 労災事故と交通事故

労災事故被災者数^{※1} **約9.7人**^{※1}
(1,000人あたり)



交通事故被災者数^{※2} **約6.7人**^{※2}
(1,000人あたり)



※1 算出方法：政府労災新規受給者数÷平均就労者数×1,000
出典：厚生労働省「労災保険事業月報 平成23年」、
総務省「労働力調査 平成23年」
※2 算出方法：交通事故死傷者数÷総人口数×1,000
出典：警察庁「交通事故の発生状況 平成23年」、
総務省「人口推計 平成23年」

多発する労災事故。 万一労災事故が発生した場合、政府労災保険だけで 十分とお考えですか!?

労災事故が起こった場合、政府労災により労働者の死亡・負傷・疾病等に対して保険給付されますが、被災労働者の全ての損害が補償されるわけではありません。自動車事故で自賠責保険に任意保険をプラスすることで自賠責保険の不足分をカバーするように、労災事故に対しても政府労災に『上乗せ補償』をプラスすることで政府労災の不足分をカバーする必要があります。

政府労災の給付		カバーされない部分(一例)	
死亡	遺族(補償)給付	休業(補償)給付の不足分 [休業3日目までの補償・給付基礎日額の20%相当額]	被災者本人や遺族への見舞金
	葬祭料(葬祭給付)		
負傷・疾病	療養(補償)給付		被災者本人や遺族への精神的ダメージ(慰謝料)
	障害(補償)給付		
	休業(補償)給付		
	傷病(補償)年金		
	介護(補償)給付		

労災事故を円満に解決するためにも、『政府労災保険の上乗せ』が必要です!!

経営安心部長の主な特長

役員・従業員等の皆様の就業中や通勤途上の事故に備え、政府労災保険とは別に独自の補償をご提供するプランです。経営安心部長は、役員・従業員等の皆様が安心して働ける環境づくりと、貴社のリスクマネジメントをサポートします。

1 保険金は政府労災の認定を待たずにお支払い

お支払いがスピーディーです。

2 保険金の会社受取りが可能

※保険金受取人を貴社とすることについて被保険者（保険の対象となる方）の事前の同意が必要です。
※疾病入院医療保険金（病氣入院補償）の会社受取りはできません。

3 通勤途上のケガも補償

就業中だけでなく、通常経路における通勤途上のケガも補償します。

4 入院・通院は1日目から補償

就業中や通勤途上の事故によるケガで入院や通院をされた場合に、1日目から補償します。

5 病気による入院も補償

就業中や通勤途上だけでなく、日常生活における病気による入院も補償します。（1泊2日以上入院から）
※疾病入院医療保険金支払特約をセットした場合が対象となります。

6 保険料の損金処理が可能

法人がご契約者として、従業員全員のために負担する保険料は、全額が損金扱いとなります。
※実際の税務処理は税理士にご相談下さい。

ヘルスケアサポートサービス

疾病入院医療保険金支払特約または使用者賠償責任特約をセットいただいた場合に、ヘルスケアサポートサービスをご提供します。

メンタルヘルスケア・サポートサービス

面談カウンセリング

役員・従業員の方々が対象となります。

専門家による面談カウンセリングが全国で受けられます。必要に応じて専門の医療機関をご紹介します。お一人様年3回まで無料カウンセリングが受けられる手厚い支援体制を整えています。

電話カウンセリング

役員・従業員の方々およびその同居のご家族が対象となります。

「悩みはあるけれど、面談カウンセリングはちょっと…」そんな方のために、電話によるカウンセリングもご用意しています。職場や家庭でのストレスや悩みに関するご相談にメンタルヘルスカウンセラーがお応えします。

※当サービスは、「けんこうくらぶ」（健康・医療・介護・育児電話相談サービス、メンタルヘルス電話相談サービス、福祉・介護事業者案内サービス、ベビーシッター派遣業者案内サービス、病院・老人福祉施設案内サービス、人間ドック施設案内サービス）として、全てのご契約でご利用いただけます。なお、一部の地域ではご利用いただけないサービスもございます。

フィジカルヘルスケア・サポートサービス

お電話一本で人間ドック施設の予約ができます。

人間ドックトータルサービス

役員・従業員の方々およびその同居のご家族が対象となります。

全国800ヶ所以上の人間ドック施設のご紹介から予約代行まで、トータルにサポートします。通常料金より割安な価格でご提供します。

※一部割引のない医療施設もございます。

※ご利用の際は、ご契約後に別途ご案内する「サービス案内チラシ」等に記載の電話番号にご連絡ください。

※面談カウンセリングは業務提携先であるティーベック(株)が、電話カウンセリング(けんこうくらぶ)は業務提携先であるALSOKあんしんケアサポート(株)が、人間ドックトータルサービスは業務提携先である(株)ウェルネス医療情報センターが提供します。

※上記のサービスは、弊社が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。また、サービス内容・品質について弊社が保証するものではありません。

サービスのご利用はお客様のご判断のもとに行ってください。万一、サービス提供を受けた結果、損害が発生しても弊社は責任を負いかねます。

※ご利用者の状況やご相談内容により、サービスを停止・制限させていただく場合があります。

※上記のサービスは、予告なく変更または中止する場合がありますのであらかじめご了承ください。

経営安心部長の主な補償内容

基本補償



死亡補償
(死亡保険金)

就業中の事故によるケガで死亡された場合に保険金をお支払いします。



後遺障害補償
(後遺障害保険金)

就業中の事故によるケガで後遺障害が生じた場合に障害の程度に応じた保険金をお支払いします。



重度後遺障害補償
(重度後遺障害保険金)

就業中の事故によるケガで重度の後遺障害が生じた場合に左記(後遺障害保険金)と同額の保険金をお支払いします。



入院補償
(入院保険金)

就業中の事故によるケガで入院された場合に保険金をお支払いします。



通院補償
(通院保険金)

就業中の事故によるケガで通院された場合に保険金をお支払いします。

主なオプション(特約)

以下の各種オプション(特約)はご希望によりセットいただけます。

ケガの補償

傷害医療費用補償特約

就業中の事故によるケガで医師の治療を受けられ、実際に負担された以下の費用を実費でお支払いします。

- ①治療のため病院等に支払った費用(公的医療保険制度における一部負担金など)
- ②入院・転院または退院のための移送費など
- ③医師の指示で購入した薬剤・医療器具などの費用



ケガの補償

休業保険金支払特約

就業中の事故によるケガで就業不能状態となられた場合に、その期間に対し1日あたりの平均所得日額を限度に休業保険金日額をお支払いします。



ケガの補償

天災危険補償特約

基本補償ではお支払いの対象とならない、地震・噴火またはこれらによる津波などによるケガを補償します。

ケガの補償 病気の補償

葬祭費用補償特約

病気やケガにより死亡された場合の葬祭費用を実費でお支払いします。

※建設業における下請負人の方はこの特約をセットできません。

病気の補償

疾病入院医療保険金支払特約

病気治療のために継続して2日以上入院された場合に、疾病入院医療保険金日額を入院日数分*お支払いします。(就業中であるか否かを問いません。)ただし「保険期間の開始時」より前に発病した病気・症状による入院はお支払いできません。



*ご契約時にお支払いする限度日数(30日・60日・90日)をお決めいただけます。

(注)原則として役員・従業員全員を対象として5名以上でご契約される場合に限りこの特約をセットできます。建設業の下請負人、非常勤のパート・アルバイトの方はセットできません。

疾病入院医療保険金支払特約の主な特長

- ①業種・職種・年齢・性別にかかわらず、1名あたりの特約保険料は一律です!
- ②医師の診査や健康状態についての告知は不要です!
- ③個々のお名前をいただく必要がありません!(記名式契約は除く)

賠償責任の補償

使用者賠償責任特約

労災事故による貴社の民事上の損害賠償金や弁護士費用などの訴訟費用を補償します。

労働災害関係高額判決事例

2011年5月現在(労災問題研究所調べ)

判決金額(万円)	業種名	判決年	事故内容
1億6,524	木工業	1994	原木が落下し頸部を直撃
1億1,111	食品品製造業	2000	過労自殺
8,123	解体業	2005	転落



労災事故は企業責任が問われます。

※保険金支払対象となる事故は、労災保険法等によって給付が決定された場合(通勤災害は除く)に限ります。
※業種により、このオプション(特約)がセットいただけない場合があります。

グループ傷害保険

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
基本補償	死亡保険金 就業中のケガにより事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を控除した額をお支払いします。	1. 次のいずれかに該当する事由によって生じたケガ ①故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ②無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に被ったケガ ③脳疾患、病気または心神喪失 ④地震、噴火、津波(天災危険補償特約をセットされた場合は、保険金のお支払い対象とします。) ⑤戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動 2. むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの 3. スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自家用航空機の操縦、ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山など、特に危険度の高いスポーツ中のケガ など
	後遺障害保険金 就業中のケガにより事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、[死亡・後遺障害保険金額×保険金支払割合※]をお支払いします。 ※後遺障害の程度に応じて普通保険約款別表3に定める保険金支払割合(4%~100%) (注1)お支払いする保険金は、保険期間を通じて合算し、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 (注2)既に後遺障害のある被保険者がケガによりその程度を加重された場合には、既にあった後遺障害の保険金支払割合※を控除して保険金をお支払いする場合があります。	
	重度後遺障害保険金 後遺障害保険金をお支払いする場合で、後遺障害の保険金支払割合が78%以上、かつ、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時点で生存されているとき、既にお支払いした後遺障害保険金と同額を重度後遺障害保険金としてお支払いします。	
	入院保険金 就業中のケガにより入院された場合に、[入院保険金日額×入院日数]をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。	
	通院保険金 就業中のケガにより通院(通院に準じた状態※および往診を含みます。)された場合に、[通院保険金日額×通院日数]をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に対して、90日を限度とします。 ※骨折、脱臼、靭帯損傷等で、普通保険約款別表4に掲げる部位を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着した状態をいいます。	
オプション(特約)	傷害医療費用補償特約 就業中のケガにより医師の治療を受けられた場合、事故の発生の日からその日を含めて365日以内に被保険者(「保険の対象となる方」をいいます。以下同様とします。)が負担された下記の費用に対して保険金をお支払いします。 ・治療のために病院または診療所に支払った費用(公的医療保険制度における一部負担金などをいいます。) ・入院、転院または退院のための被保険者に係る移送費および交通費 ・医師の指示により行った治療に関わる費用またはその他医師が必要と認めた費用 (注1)公的医療保険制度や労働者災害補償保険などにより被保険者に対して行われる給付などがある場合は、被保険者の負担された費用から除きます。 (注2)記名被保険者で保険期間の初日において70歳以上の場合には、1回の事故につき免責金額(自己負担額)5,000円が適用されます。 (注3)保険金請求時には領収証の原本の提出が必要です。	基本補償(普通保険約款)の保険金をお支払いできない場合と同じであり、以下のとおりです。 1. 次のいずれかに該当する事由によって生じたケガ ①故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ②無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に被ったケガ ③脳疾患、病気または心神喪失 ④地震、噴火、津波(天災危険補償特約をセットされた場合は、保険金のお支払い対象とします。) ⑤戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動 2. むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの 3. スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自家用航空機の操縦、ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山など、特に危険度の高いスポーツ中のケガ など
	後遺障害保険金追加支払特約 基本補償の後遺障害保険金をお支払いした場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過し、かつ、被保険者(「保険の対象となる方」をいいます。以下同様とします。)が生存されている場合に、お支払いした後遺障害保険金と同額をお支払いする特約です。 (注)この特約をセットされた場合、同時に「重度後遺障害保険金の追加支払補償対象外特約」が適用されるため、基本補償の重度後遺障害保険金はお支払いしません。	
	後遺障害等級限定(第7級以上)補償特約 後遺障害支払割合が42%以上となる場合に限り、基本補償の後遺障害保険金をお支払いする特約です。 (注)この特約をセットされた場合、同時に「重度後遺障害保険金の追加支払補償対象外特約」が適用されるため、基本補償の重度後遺障害保険金はお支払いしません。	
	入院保険金支払日数延長特約(365日用) 基本補償の入院保険金のお支払い対象期間を延長し、事故の発生の日からその日を含めて365日以内の入院を保険金のお支払い対象とする特約です。 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院を開始された場合に限り、かつ、 (注2)手術保険金支払特約をセットされている場合には、手術保険金のお支払い対象期間についても、事故の発生の日からその日を含めて365日に延長します。	
	入院一時金支払特約 基本補償の入院保険金をお支払いする場合で、かつ、2日以上入院された場合、1回の事故につき保険証券記載の金額をお支払いする特約です。	
	フルタイム補償特約 基本補償(死亡保険金、後遺障害保険金、重度後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金)の保険金について、就業中(通勤途上を含みます。以下同様とします。)だけでなく、就業外の偶然な事故により被ったケガについても保険金をお支払いする特約です。 (注1)この特約をセットされた場合であっても、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒については、就業中に発生した場合に限り保険金のお支払い対象となります。 (注2)手術保険金支払特約、傷害医療費用補償特約、入院一時金支払特約、休業保険金支払特約をセットされている場合には、これらの特約についても24時間補償とします。	

補償内容(詳細)

グループ傷害保険

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合										
手術保険金 支払特約	基本補償の入院保険金をお支払いする場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、そのケガの治療のために所定の手術を受けられたとき、入院保険金日額に手術の種類に応じて定める倍率(10・20・40倍)を乗じた金額をお支払いする特約です。 (注)1回の事故につき、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。	基本補償(普通保険約款)の保険金をお支払いできない場合と同じであり、以下のとおりです。 1. 次のいずれかに該当する事由によって生じたケガ ①故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ②無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に被ったケガ ③脳疾患、病気または心神喪失 ④地震、噴火、津波(天災危険補償特約をセットされた場合は、保険金のお支払い対象とします。) ⑤戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動										
休業保険金 支払特約	被保険者が就業中の偶然な事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にお仕事に従事できない状態(就業不能状態)となられた場合、免責期間(※1)を超える就業不能期間に対して保険金をお支払いする特約です。 ただし、平均所得日額(※2)を超えてはお支払いできません。また、お支払いする保険金はてん補期間(※3)分を限度とします。 ※1 免責期間とは、就業不能が発生した日から保険金のお支払い対象とならない期間をいい、ご契約時に0日、7日または14日のいずれかからお選びいただけます。 ※2 $\text{平均所得日額} = \frac{\text{ケガをされる直前12か月間の就労報酬の合計額} - \text{就労不能により支出を免れる額}}{365}$ ※3 てん補期間とは、免責期間終了日の翌日から保険金お支払いの限度となる期間をいい、ご契約時に90日、180日、1年または2年のいずれかからお選びいただけます。 (注)ケガの状況が次に定める部分の完全脱臼、完全骨折である場合には、それぞれの部位ごとに定める一時金による保険金の受取りを選択いただくこともできます。ただし、事故の発生の日からその日を含めて60日以内に選択いただけます。 完全脱臼:股関節、膝関節(膝骸骨の脱臼を除きます。)、リスフラン関節、足関節、手関節、肘関節、肩関節、中手指関節または指関節、中手指関節または趾関節 完全骨折:頭骨、大腿骨、上腕骨、骨盤、肩甲骨、脛骨または腓骨、膝蓋骨、鎖骨、尺骨または橈骨、足骨(趾骨を除きます。)、手骨(指骨を除きます。)、下顎骨(歯槽突起を除きます。)、肋骨、指骨または趾骨	2. むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの 3. スカイダイビング、ハングライダー搭乗、自家用航空機の操縦、ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山など、特に危険度の高いスポーツ中のケガ など										
天災危険 補償特約	基本補償(死亡保険金、後遺障害保険金、重度後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金)の保険金のお支払い対象外である「地震、噴火または津波によるケガ」を保険金のお支払い対象とする特約です。 (注)手術保険金支払特約、傷害医療費用補償特約、入院一時金支払特約、休業保険金支払特約、葬祭費用補償特約をセットされている場合には、これらの特約についても「地震、噴火または津波によるケガ」を保険金のお支払い対象とします。											
業務による症状 補償特約	基本補償(死亡保険金、後遺障害保険金、重度後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金)の保険金について、就業中の事故によるケガだけでなく、「業務に起因して生じた症状※」についても保険金をお支払いする特約です。ただし、死亡保険金のお支払い対象となる症状は、以下に掲げるものに限り <table border="1" data-bbox="300 1332 911 1556"> <thead> <tr> <th>外因の分類項目</th> <th>具体的な症状の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱および光線の作用</td> <td>熱射病、日射病</td> </tr> <tr> <td>気圧または水圧の作用</td> <td>潜函病<減圧病></td> </tr> <tr> <td>低酸素環境への閉じ込め</td> <td>低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症</td> </tr> <tr> <td>高圧、低圧および気圧の変化への曝露</td> <td>深い潜水からの浮上による潜水病</td> </tr> </tbody> </table> (注)手術保険金支払特約、傷害医療費用補償特約、入院一時金支払特約、休業保険金支払特約をセットされている場合には、これらの特約についても「業務に起因して生じた症状※」を保険金のお支払い対象とします。 ※業務に起因して生じた症状とは、次の要件をすべて満たすものをいいます。 1. 偶然かつ外来の原因によるもの 2. 労働環境に起因するもの 3. その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもの	外因の分類項目	具体的な症状の例	熱および光線の作用	熱射病、日射病	気圧または水圧の作用	潜函病<減圧病>	低酸素環境への閉じ込め	低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症	高圧、低圧および気圧の変化への曝露	深い潜水からの浮上による潜水病	1. 長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質もしくは状態に関連して有害作用が蓄積し、発生したことが明白なもの(振動症候群、腱鞘炎、塵肺症など) 2. 疲労の蓄積もしくは老化によるもの など
外因の分類項目	具体的な症状の例											
熱および光線の作用	熱射病、日射病											
気圧または水圧の作用	潜函病<減圧病>											
低酸素環境への閉じ込め	低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症											
高圧、低圧および気圧の変化への曝露	深い潜水からの浮上による潜水病											

グループ傷害保険

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
使用者賠償責任特約	<p>補償対象者(※1)が業務上の事由により被った身体の障害(※2)について、被保険者(※3)が法律上の損害賠償責任を負担する場合で、次に掲げる金額の合算額を超過するときに限り、その超過額のみを賠償保険金として被保険者にお支払いします。また、訴訟、和解、調停、示談に要した費用などを賠償金とは別枠でお支払いします。</p> <p>1. 労災保険法等により給付されるべき金額(「特別支給金」を除きます。)</p> <p>2. 自動車損害賠償保障法に基づく責任保険、責任共済等または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額</p> <p>3. 次のいずれかの金額</p> <p>ア. 被保険者(※3)が災害補償規定等を定めている場合は、それに規定されている補償額の支払いにより法律上の損害賠償責任を免れる金額</p> <p>イ. 被保険者(※3)が災害補償規定等を定めていない場合は、この特約がセットされた普通保険約款およびこれにセットされた他の特約の規定に基づく保険金の支払いにより被保険者(※3)が法律上の損害賠償責任を免れる金額</p> <p>※1 補償対象者とは保険契約者の業務に従事する者で保険証券記載の者をいいます。</p> <p>※2 身体の障害とは業務上の負傷または病気をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。</p> <p>※3 ここでいう被保険者とは補償対象者の使用者である事業者等であり、通常は保険契約者をいいます。</p> <p>(注1) 保険金の支払い対象となる事故は、労災保険法等によって給付が決定された場合(通勤災害は除きます。)に限り、前記に限りお支払いします。</p> <p>(注2) 賠償金額の決定については、事前に弊社の承認が必要です。</p> <p>(注3) 訴訟、和解、調停、示談に要した費用などは、弊社の書面による同意がある場合に限りお支払いします。</p>	<p>1. 次に掲げる事由のいずれかによって補償対象者(※1)が被った身体の障害(※2)</p> <p>① 保険契約者もしくは被保険者(※3)またはこれらの事業場責任者の故意</p> <p>② 補償対象者(※1)の故意</p> <p>③ 地震、噴火、津波</p> <p>④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動</p> <p>2. 次に掲げる身体の障害(※2)</p> <p>① 風土病による身体の障害(※2)</p> <p>② 職業性疾病による身体の障害(※2)</p> <p>など</p>
賠償責任特約 (セールスマン・販売員・配達員等用)	<p>国内での被保険者の業務遂行による事故、あるいは出勤・退勤に起因する事故による他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者等*が法律上の損害賠償責任を負われた場合、1回の事故につき保険証券記載の保険金額を限度に賠償金をお支払いします。また、損害の防止・軽減、訴訟・示談に要した費用などを賠償金とは別枠でお支払いします。</p> <p>(注1) 賠償金額の決定については、事前に弊社の承認が必要です。</p> <p>(注2) 損害の発生または拡大の防止、訴訟・示談に要した費用などは、その費用を弊社が有益と認めた場合または事前に書面による弊社の同意がある場合に限りお支払いします。</p> <p>*被保険者およびその使用者をいいます。</p>	<p>1. 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害</p> <p>① 保険契約者または被保険者等*の故意</p> <p>② 地震、噴火、津波</p> <p>③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動</p> <p>2. 次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害</p> <p>① 専ら被保険者等*の業務の用に供される不動産の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>② 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任</p> <p>③ 被保険者等*の一方から被保険者等*またはその使用人に対する損害賠償責任</p> <p>④ 被保険者等*が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任</p> <p>⑤ 航空機、昇降機、自動車、船舶(原動力が専ら人力であるものを除きます。)*車両(原動力が専ら人力であるものおよびゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きます。)*銃器(空気銃を除きます。)*または動物の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>⑥ 環境汚染に起因する損害賠償責任</p> <p>⑦ コンピュータプログラムおよびデータ類に対する事故による損害賠償責任</p> <p>⑧ 建築、土木、組立、その他の工事の遂行に起因する損害賠償責任</p> <p>など</p>
疾病入院医療保険金支払特約	<p>被保険者が保険期間中に病気を発病し、その治療のために保険期間中に開始した入院が2日以上継続した場合に、[疾病入院医療保険金日額×入院日数]をお支払いします。</p>	<p>1. 次に掲げる事由によって被った病気・症状による入院</p> <p>① 故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為、闘争行為</p> <p>② 麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナー等の使用</p> <p>③ アルコール依存、薬物依存もしくは薬物乱用</p> <p>④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動</p> <p>など</p> <p>2. 次に掲げる病気・症状による入院</p> <p>① むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの</p> <p>② 先天性異常(先天性異常に起因する別の病気と判断される場合は、保険金をお支払いします。)</p> <p>③ 妊娠または出産による入院。ただし、公的医療保険制度における「療養の給付」等の支払対象となる入院については保険金をお支払いします。</p> <p>3. 「保険期間の開始時」(※1)より前に発病した病気・症状による入院(※2)</p> <p>※1 保険期間の途中で新たに被保険者となられた方については、その被保険者となられた時をいいます。また、継続契約の場合には、この特約がセットされた保険契約が継続されてきた最初の保険期間の開始時をいいます。(前契約の保険期間終了日と次契約の保険期間開始日に相違がある場合は、継続契約とはみなしませんのでご注意ください。)</p> <p>※2 その病気に関する「医師の治療が終了した日」からその日を含めて「2年を経過した日」の翌日以降に治療を開始し、入院された場合は保険金をお支払いします。</p>
葬祭費用補償特約	<p>被保険者が次のいずれかの場合に該当し、葬儀などをおこなった場合、保険契約者や被保険者の親族が負担された葬儀費用に対して、保険証券記載の葬祭費用保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>・保険期間中のケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p> <p>・保険期間中に発病し、保険期間中または発病の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p> <p>・この保険契約が継続契約である場合は、この特約をセットした保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時以降に発病し、この保険契約の保険期間中に死亡された場合</p>	<p>1. 次のいずれかに該当する事由によって生じたケガまたは病気</p> <p>① 故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為、闘争行為</p> <p>② 無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に被ったケガ</p> <p>③ 地震、噴火、津波(天災危険補償特約をセットされた場合は、保険金のお支払い対象とします。)</p> <p>④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動</p> <p>2. スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自家用航空機の操縦、ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山など、特に危険度の高いスポーツ中のケガ</p> <p>など</p>

オプション(特約)

補償内容(詳細)

①商品の仕組み

この保険は、事業者・経営者などの皆様を保険契約者、役員・従業員などの方々を被保険者（「保険の対象となる方」をいいます。以下同様とします。）とし、国内・海外を問わず、就業中の急激かつ偶然な外来の事故により被保険者がケガをされた場合などに保険金をお支払いします。保険金は政府労災の認定とは関係なくお支払いします。

②保険期間

この保険の保険期間は1年でご設定ください。保険期間が1年超の長期契約や1年未満の短期契約の締結はできません。また、実際にご契約いただく保険期間については、申込書にてご確認ください。

③引受条件（保険金額等）

保険金額などの設定については、次の点にご注意ください。また、実際にご契約いただく保険金額については、申込書・明細書にてご確認ください。

- (1) 保険金額は契約者の災害補償規定等や被保険者の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。
- (2) 入院保険金日額、通院保険金日額にはそれぞれ他の補償項目の保険金額との関係で上限が定められています。
- (3) 既に他の傷害保険契約をご契約されている場合には、保険金額を制限させていただくことがあります。
- (4) 被保険者の年齢によっては、継続契約であってもご契約をお引受けできない場合があります。

④準記名式契約の契約方法について

この保険では、被保険者の氏名を申込書・明細書に記載するのではなく、保険契約締結時に被保険者の範囲を定めることによりご契約いただくことができます。具体的には人数方式といい、ご契約時の被保険者数および職務級別等に基づき算出される保険料を「暫定保険料」としてご契約いただき、役員・従業員等の人数を毎月通知いただく契約方式となります。ただし、保険金請求時には被保険者全員の名簿をご提出いただきます。

⑤保険料

保険料は保険金額・被保険者の人数・お仕事の内容などにより決定されます。

なお、「暫定保険料」によりご契約いただいた場合には、保険期間中の被保険者数の通知および保険期間終了後の「確定保険料」との精算が必要となります。また、実際にご契約いただく保険料については、申込書・明細書にてご確認ください。

⑥保険料の払込方法

保険料の払込方法および払込手段は、下表からお選びください。

払込手段	払込方法	一時払	分割払※1	
			初回保険料	2回目以降
口座振替方式		○ ※2	○ ※2	○
直接集金方式		○	○	○
集団扱 ※3		○	○	○

※1 分割払の場合は、所定の保険料の割増が適用されます。

※2 「初回保険料口座振替特約」がセットされた契約に限りです。

※3 所属されている協同組合等の組織と弊社の間で集金事務委託契約を締結している場合に限りです。

⑦満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

⑧解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合には、取扱代理店・営業社員までご連絡ください。なお、解約に際しては、残っている保険期間に対して弊社の定めるところにより保険料を返還または未払込保険料をご請求させていただくことがあります。

ご契約に際しては、保険商品について重要な情報を記載した重要事項説明書をご用意していますので、必ずお読みください。ご不明な点につきましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

商品・契約内容に関するお問い合わせは… 富士火災 お客さまセンター 0120-228-386 *携帯電話・PHSからもご利用になります。 ●平日：午前9:00～午後6:00（年末年始を除きます。） ●土日祝：午前9:00～午後5:00（除きます。）	事故の受付・ご相談は… 富士火災 セイフティ24コンタクトセンター 0120-220-557 *携帯電話・PHSからもご利用になります。 24時間・365日 受け付けております。	電話番号はおかけ間違いのないように ご不満・ご要望のお申し出は… 富士火災 お客さまの声室 0120-246-145 *携帯電話・PHSからもご利用になります。 ●平日：午前9:00～午後7:00 （年末年始を除きます。）	弊社との間で問題を解決できない場合は… 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぼADRセンター 0570-022-808 *PHS・IP電話からは03-4332-5241 ●平日：午前9:15～午後5:00（12月30日～1月4日を除きます。） *電話料金はお客さま負担となります。
--	---	--	--

●保険料お支払いの際は、「初回保険料口座振替特約」をセットされた場合などを除き、富士火災所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。●ご契約後、1か月経過しても保険証券が到着しない場合は、弊社取扱営業店にご照会ください。●事故が発生したときは、30日以内に取扱代理店・営業社員またはセイフティ24コンタクトセンターまでご連絡ください。●ご契約後、お届けの住所、電話番号が変更となった場合は、すみやかに取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターにご連絡ください。●このパンフレットの内容は概要の説明です。詳しくは取扱代理店・営業社員にご照会ください。●弊社の損害保険募集人（代理店・営業社員）は保険契約締結の代理権および告知受領権を有していますので、有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。なお、代理店、弊社との委託契約に基づき、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約条件変更の際のご通知の受領などの代理業務も行っていきます。●複数の保険会社による共同保険契約の場合には、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

お問い合わせは

富士火災海上保険株式会社

〒105-8622 東京都港区虎ノ門4-3-20

TEL.03-5400-6000(大代表)

http://www.fujikasai.co.jp/

